

2026 年 8 月

One Asia Lawyers Group

日本法・シンガポール法(FPC)・アメリカ NY 法弁護士

栗田 哲郎

台湾法弁護士

Zeline Jung

こんにちは。One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC) です。今号では、シンガポールにおける AI ガバナンスの最新動向についてご説明いたします。AI の急速な普及を受け、シンガポール政府は世界をリードする形で AI ガバナンスの制度整備を進めており、シンガポールで事業を展開する企業にとって、その動向を正確に把握しておくことが重要となっています。



1. 背景——なぜ今、AI ガバナンスが重要なのか

近年、AI は各国においてデジタル経済の推進、ガバナンスの高度化、産業競争力の強化を担う中心的な技術として位置づけられています。シンガポールはこの分野において特に際立った存在感を示しており、Oxford Insights が 2025 年に公表した「政府 AI 準備度指数 (Government AI Readiness Index)」では世界第7位・東アジア第2位に位置付けられています。これは政策立案の成熟度、技術投資の規模、データ・インフラの整備水準いずれの面においても高い評価を受けた結果です。

シンガポールは、AI ガバナンスに早期から取り組んできた国の一つです。2019 年に「国家 AI 戦略 1.0 (National AI Strategy、以下「NAIS 1.0」)」を発表、AI を国家戦略上の重要な技術基盤として位置づけました。また、2019 年には「モデル AI ガバナンス・フレームワーク (Model AI Governance Framework、以下「MGF」)」の第1版を公表し、2020 年には第2版を公表しています。MGF は、公平性・透明性・説明可能性といった抽象的な AI 倫理原則を、企業が実務で活用できる内部管理指針として具体化したものです。

さらに 2022 年には、世界初の政府主導による AI ガバナンス検証ツールキット「AI Verify」を発表し、Google・AWS をはじめとする国内外の企業が自社の AI システムについてコンプライアンス・安全性の検証を行えるオープンソースの仕組みを整備しました。このように、シンガポールは現在に至るまで国際的な AI ガバナンス議論の最前線に立ち続けています。

2. 国家 AI 戦略 2.0 (NAIS 2.0) と政府の姿勢

シンガポールの AI ガバナンスの基盤となるのが、2019 年の NAIS 1.0 を発展させ、2023 年に更新・公表された「国家 AI 戦略 2.0 (NAIS 2.0)」です。NAIS 2.0 が掲げるビジョンは「AI for the Public Good, for Singapore and the World (シンガポール及び世界の公共の利益のための AI)」です。NAIS 2.0 により、シンガポールの AI 施策を、個別プロジェクトの推進から、AI を電力・

水道と同等の「国家レベルの公共インフラ」として位置づける方向へと大きく転換させるものとなっています。

その後、黄循財（ローレンス・ウォン）首相は2026年2月の財政予算案（Budget 2026）において、自らが議長を務める省庁横断の「国家 AI 理事会（National AI Council、NAIC）」の設立を正式に発表し、さらに2026年5月にはNAIS 2.0の更新版（Update to NAIS）が提示されました。政府はGDPの40%超を占める医療・金融サービス・先進製造・コネクティビティ（港湾・航空を含む）の4大中核産業を重点分野と定め、AIによる産業全体の変革を推進しています。また、公共 AI 研究、演算基盤、人材育成等に10億シンガポールドル超を投入する方針も示されています。人材面では、トップ AI 専門家を現在の約3倍となる1万5,000人規模に拡大するとともに、技術職以外の一般従業員10万人を「AI バイリンガル人材（自らの専門領域と AI 活用の双方に精通した人材）」として育成することを目標に掲げています。

次号では、エージェント型 AI ガバナンスフレームワークの公表および外国企業が注意すべきことについて概説いたします。

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife（シンガラライフ）において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニューズレターの形式にまとめたものとなります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いいたします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール（FPE）・日本・USA/NY州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114



榮 芷苓（ズーリン） Zeline Jung Chih Lin
One Asia Lawyers Group/Focus Law Asia LLC
弁護士（台湾）

台湾法弁護士。台湾の大手法律事務所および IT 企業のインハウス法務部門において、約 5 年間、知的財産、個人情報保護、契約審査等に従事。その後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）に留学し、知的財産法、AI 規制等を中心に研鑽を積む。
現在は、シンガポールを拠点として、台湾・シンガポール法務に関するアドバイスを提供している。